

(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

(3) その他の場合

- (4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 92,100円
 - (5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 139,230円
 - (6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 182,070円
 - (7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 235,620円
 - (8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 321,300円
- 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
- (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 13,920円
 - (2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 32,130円
 - (3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 69,610円
 - (4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 128,520円
 - (5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 214,200円
 - (6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 289,170円
 - (7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 364,140円
 - (8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 514,080円
- 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
- (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 92,100円
 - (2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 139,230円
 - (3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 203,490円
 - (4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 278,460円
 - (5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 417,690円
 - (6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 546,210円
 - (7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 706,860円
 - (8) 開発区域の面積が10ヘクタ

		ール以上のもの 931,770円
159 都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査 (1) 開発行為に関する工事の設計に変更がある場合 ア 新たな土地の開発区域への編入がない場合 (ア) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発行為変更許可申請手数料	1件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 920円 イ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 2,350円 ウ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 4,600円 エ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 9,210円 オ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 13,920円 カ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 18,200円 キ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 23,560円 ク 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 32,130円 (2) 開発行為に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710円 1件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1,390円 イ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 3,210円 ウ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 6,960円 エ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの
(イ) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合		

		の 12,850 円 オ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの 21,420 円 カ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの 28,910 円 キ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの 36,410 円 ク 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 10 ヘクタール以上のもの 51,400 円 (2) 開発行為に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710 円 1 件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のもの 9,210 円 イ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの 13,920 円 ウ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの 20,340 円 エ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの 27,840 円 オ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの 41,760 円 カ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの 54,620 円 キ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの 70,680 円 ク 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が 10 ヘクタール以上のもの 93,170 円 (2) 開発行為に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710 円 1 件につき次に掲げる額を合計した額(その額が 931,770 円を超えるときは、931,770 円) (1) 当該変更後の工事に係る開発区域の面積(新たな土地の開
(ウ) その他の場合		
イ 新たな土地の開発区域への編入がある場合		

(2) その他の場合	発区域への編入に係る部分に限る。) に応じ 158 の項に定める額 (2) 当該変更後の工事に係る開発区域の面積 (新たな土地の開発区域への編入に係る部分を除く。) に応じアの(ア)の(1)、アの(イ)の(1) 又はアの(ロ)の(1)に定める額 (3) 開発行為に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710 円 1 件につき 10,710 円
------------	---

別表第 2 の159の項の次に次のように加える。

159の2 都市計画法第37条第1号の規定による完了公告前の建築等の承認の申請に対する審査 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	完了公告前建築等承認申請手数料 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 3,150円 (2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 8,070円 (3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 15,780円 (4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 31,570円 (5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 46,410円 (6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 60,690円 (7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 78,540円 (8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 107,100円 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 4,390円 (2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 10,140円 (3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 21,980円 (4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 40,580円 (5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 50,400円 (6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 68,040円
---	--

(3) その他の場合	(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 85,680円 (8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 120,960円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 21,250円 (2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 32,130円 (3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 46,950円 (4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 64,260円 (5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 94,570円 (6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 123,670円 (7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 160,040円 (8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 210,960円
------------	--

別表第2の160の項中「46,920円」を「49,260円」に改め、同表の161の項中「26,520円」を「27,840円」に改め、同表の162の項を次のように改める。

162 都市計画法第43条第1項の規定による建築等の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内建築等許可申請手数料 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの 7,380円 (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 19,270円 (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 41,760円 (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 73,890円 (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの 103,880円
---------------------------------------	---

別表第2の164の項の(1)中「1,730円」を「1,810円」に改め、同項の(2)中「2,750円」を「2,880円」に改め、同項の(3)中「17,340円」を「18,200円」に改め、同表の165の項中「470円」を「490円」に改め、同項の次に次のように加える。

165の2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付 (1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する場合 (2) その他の場合	都市計画法施行規則 60条証明書交付手数料	1件につき 6,990円 1件につき 420円
--	--------------------------	--

別表第2の208の11の項から208の16の項までを次のように改める。

[illegible]

イ 増築又は改築をする場合 (ア) 一戸建ての住宅の場合 (イ) 共同住宅等の場合		ア イ及びウに掲げるものの以外のもの 438,370円 イ 確認書等交付住宅 74,970円 ウ 設計性能評価住宅 206,700円 (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のもの 846,510円 イ 確認書等交付住宅 144,580円 ウ 設計性能評価住宅 391,980円 (5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のもの 1,458,150円 イ 確認書等交付住宅 272,030円 ウ 設計性能評価住宅 639,380円 (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のもの 2,725,600円 イ 確認書等交付住宅 504,440円 ウ 設計性能評価住宅 1,193,090円 (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のもの 4,207,010円 イ 確認書等交付住宅 719,710円 ウ 設計性能評価住宅 1,768,220円 (8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるものの以外のもの 5,095,380円 イ 確認書等交付住宅 857,870円 ウ 設計性能評価住宅 2,135,570円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 127,900円 (2) 確認書等交付住宅 20,340円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるものの以外のもの
--	--	---

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の
申出を行う建築物の場合
ア イに掲げる場合以外の場合

186,040円
イ 確認書等交付住宅 39,620円
(2) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア イに掲げるもの以外のもの
322,090円
イ 確認書等交付住宅 65,330円
(3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
ア イに掲げるもの以外のもの
656,980円
イ 確認書等交付住宅 112,450円
(4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア イに掲げるもの以外のもの
1,268,610円
イ 確認書等交付住宅 216,340円
(5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
ア イに掲げるもの以外のもの
2,187,220円
イ 確認書等交付住宅 408,050円
(6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの
ア イに掲げるもの以外のもの
4,087,240円
イ 確認書等交付住宅 756,120円
(7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの
ア イに掲げるもの以外のもの
6,310,510円
イ 確認書等交付住宅 1,079,560円
(8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもの
ア イに掲げるもの以外のもの
7,641,920円
イ 確認書等交付住宅 1,286,270円

1件につき、一戸建ての住宅の新築をする場合にあつては左欄の(1)のアの(7)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額、一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合にあつては左欄の(1)のイの(7)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額、共同住宅等の新築をする場合にあ

		つては左欄の(1)のアの(イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額、共同住宅等の増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のイの(イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額 (1) 建築物 (2)又は(3)に掲げる部分を除く。)に係るもの ア 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 32,830円 (イ) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査(以下この項、208の12の項、208の15の項、208の16の項、208の21の項及び208の22の項において「構造計算適合性審査」という。)を必要とする場合 60,330円 (ウ) 木造の建築物に係る基準法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査(以下この項、208の12の項、208の15の項、208の16の項、208の21の項及び208の22の項において「壁量計算適合性審査」という。)を必要とする場合 54,120円 イ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 41,440円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 69,650円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 62,600円 ウ 当該申出に係る建築物の床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 84,420円 エ 当該申出に係る建築物の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 オ 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、
--	--	---

イ 基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を求める建築物の場合

- 1,000平方メートル以内のもの
166,540円
- カ 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
227,430円
- キ 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
405,930円
- ク 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
541,350円
- ケ 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
722,320円
- コ 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円
- (2) 建築設備の数に24,630円を乗じて得た額
- (3) 工作物の数に39,620円を乗じて得た額
- 1件につき、左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額
- (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 125,410円
- (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
149,940円
- (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
174,350円
- (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
198,880円
- (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
237,640円
- (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
315,610円
- (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 579,720円

208の11の2 長期優良住宅普及促進法第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 (1) 一戸建ての住宅の場合 (2) 共同住宅等の場合	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 129,860円 (2) 確認書等交付住宅 22,150円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 41,890円 (2) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 68,670円 (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 117,600円 (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 225,750円 (5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 424,830円 (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 786,760円 (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 1,122,030円 (8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもので、 ア イに掲げるもの以外のもので、 イ 確認書等交付住宅 1,337,380円
208の12 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	

定の申請に対する審査

(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合

ア 新築をする場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合

(イ) 共同住宅等の場合

1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額

(1) (2)及び(3)に掲げるもの以外のもの 86,040円

(2) 確認書等交付住宅 13,920円

(3) 設計性能評価住宅 20,340円

1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額

(1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が500平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 124,410円

イ 確認書等交付住宅 26,770円

ウ 設計性能評価住宅 62,110円

(2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 215,110円

イ 確認書等交付住宅 43,910円

ウ 設計性能評価住宅 107,100円

(3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 438,370円

イ 確認書等交付住宅 74,970円

ウ 設計性能評価住宅 206,700円

(4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 846,510円

イ 確認書等交付住宅 144,580円

ウ 設計性能評価住宅 391,980円

(5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの

		もの 1,458,150円 イ 確認書等交付住宅 272,030円 ウ 設計性能評価住宅 639,380円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 2,725,600円 イ 確認書等交付住宅 504,440円 ウ 設計性能評価住宅 1,193,090円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 4,207,010円 イ 確認書等交付住宅 719,710円 ウ 設計性能評価住宅 1,768,220円 (8) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が3万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 5,095,380円 イ 確認書等交付住宅 857,870円 ウ 設計性能評価住宅 2,135,570円
イ 増築又は改築をする場合		
(ア) 一戸建ての住宅の場合		1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)に掲げるもの以外のもの 127,900円 (2) 確認書等交付住宅 20,340円
(イ) 共同住宅等の場合		1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 186,040円 イ 確認書等交付住宅 39,620円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 2,725,600円 イ 確認書等交付住宅 504,440円 ウ 設計性能評価住宅 1,193,090円

			積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 322,090円 イ 確認書等交付住宅 65,330円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 656,980円 イ 確認書等交付住宅 112,450円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 1,268,610円 イ 確認書等交付住宅 216,340円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 2,187,220円 イ 確認書等交付住宅 408,050円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 4,087,240円 イ 確認書等交付住宅 756,120円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 6,310,510円 イ 確認書等交付住宅 1,079,560円 (8) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が3万平方メートルを超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの 7,641,920円 イ 確認書等交付住宅 1,286,270円
--	--	--	--

(2) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項の申出を行う建築物の場合（(3)に掲げる場合を除く。）
ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築、増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のアの(ア)又はイの(イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額、共同住宅等の新築、増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のアの(イ)又はイの(イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額
(1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係るもの
ア 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの
(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 9,840円
(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 19,680円
(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 17,000円
イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 32,830円
(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 60,330円
(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 54,120円
ウ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 41,440円
(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 69,650円
(ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 62,600円
エ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの
(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合

			以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 84,420円 オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円 キ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430円 ク 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930円 ケ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円 コ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 722,320円 サ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円 (2) 建築設備の数に17,130円を乗じて得た額 (3) 工作物の数に27,840円を乗じて得た額
--	--	--	---

イ 基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合 (3) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の申請に基づく場合		1件につき、左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき 6,740円
208の12の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 一戸建ての住宅の場合 (2) 共同住宅等の場合	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 129,860円 (2) 確認書等交付住宅 22,150円 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 188,510円 イ 確認書等交付住宅 41,890円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあ

		っては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 325,720円 イ 確認書等交付住宅 68,670円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 662,560円 イ 確認書等交付住宅 117,600円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 1,278,820円 イ 確認書等交付住宅 225,750円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 2,205,440円 イ 確認書等交付住宅 424,830円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 4,120,500円 イ 確認書等交付住宅 786,760円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの 6,356,610円 イ 確認書等交付住宅 1,122,030円 (8) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が3万平方メートルを超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの 7,697,410円 イ 確認書等交付住宅 1,337,380円
--	--	---

		円
208の13 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定承継承認申請手数料	1件につき 6,740円
208の14 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅容積率特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
208の15 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から208の22の項までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の場合	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のもの 40,570円 イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「住宅簡易評価低炭素建築物」という。） 20,800円 ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「併用評価低炭素建築物」という。） 30,170円 エ 登録住宅性能評価機関等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び208の21の項において「登録省エネ判定機関」という。）及び品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。208の21の項において同じ。）が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の16の項において「住宅評価低炭素建築物」という。） 6,240円 (2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるものの以外のもの 44,730円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 21,840円 ウ 併用評価低炭素建築物 33,290円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の場合

円
 エ 住宅評価低炭素建築物 6,240円
 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のも 80,110円
 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 38,490円
 ウ 併用評価低炭素建築物 59,300円
 エ 住宅評価低炭素建築物 11,440円
 (2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のも 134,210円
 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 66,580円
 ウ 併用評価低炭素建築物 99,870円
 エ 住宅評価低炭素建築物 23,920円
 (3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のも 227,840円
 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 119,640円
 ウ 併用評価低炭素建築物 173,740円
 エ 住宅評価低炭素建築物 52,020円
 (4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のも 326,680円
 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 181,020円
 ウ 併用評価低炭素建築物 253,850円
 エ 住宅評価低炭素建築物 93,630円
 (5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの
 ア イからエまでに掲げるものの以外のも 631,520円
 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 321,480円
 ウ 併用評価低炭素建築物 475,460円

ウ 非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の場合

- 円
エ 住宅評価低炭素建築物 139,410円
円
(6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
ア イからエまでに掲げるものの以外のも 1,120,510円
イ 住宅簡易評価低炭素建築物 547,250円
ウ 併用評価低炭素建築物 833,360円
円
エ 住宅評価低炭素建築物 212,240円
円
(7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの
ア イからエまでに掲げるものの以外のも 2,064,150円
イ 住宅簡易評価低炭素建築物 963,410円
ウ 併用評価低炭素建築物 1,513,780円
円
エ 住宅評価低炭素建築物 322,520円
円
1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
(1) 当該計画に係る建築物の非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 264,260円
イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途のみに供する場合にあっては、同号ロ(2)）に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「非住宅簡易評価低炭素建築物」という。） 100,910円
ウ 登録省エネ判定機関が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の16の項において「非住宅評価低炭素建築物」という。） 11,440円
(2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 330,840円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 129,000円

			ウ 非住宅評価低炭素建築物 19,760円 (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のも もの 427,600円 イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 169,580円 ウ 非住宅評価低炭素建築物 31,210円 (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のも もの 609,670円 イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 274,660円 ウ 非住宅評価低炭素建築物 93,630円 (5) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のも もの 750,120円 イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 357,890円 ウ 非住宅評価低炭素建築物 147,730円 (6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のも もの 887,460円 イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 430,720円 ウ 非住宅評価低炭素建築物 186,230円 (7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるものの以外のも もの 1,012,300円 イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 504,590円 ウ 非住宅評価低炭素建築物 233,040円 (8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるものの以外のも もの 1,262,000円 イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 653,370円 ウ 非住宅評価低炭素建築物 326,680円
--	--	--	--

エ 複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額とを合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額
(2) 低炭素化促進法第54条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 9,840円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 19,680円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 17,000円 イ 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 32,830円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 60,330円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 54,120円 ウ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 41,440円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 69,650円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 62,600円 エ 当該申出に係る建築物の床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 84,420円 オ 当該申出に係る建築物の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円

イ 基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合

- カ 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
166,540円
- キ 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
227,430円
- ク 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
405,930円
- ケ 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
541,350円
- コ 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
722,320円
- サ 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの
1,162,740円
- (2) 建築設備の数に24,630円を乗じて得た額
- (3) 工作物の数に39,620円を乗じて得た額
- 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額
- (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの
125,410円
- (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
149,940円
- (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
174,350円
- (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
198,880円
- (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
237,640円
- (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
315,610円
- (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの
405,930円

		積が5万平方メートルを超えるもの 579,720円
208の16 低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合		1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 40,570円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 20,800円 ウ 併用評価低炭素建築物 30,170円 エ 住宅評価低炭素建築物 6,240円 (2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 44,730円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 21,840円 ウ 併用評価低炭素建築物 33,290円 エ 住宅評価低炭素建築物 6,240円
イ 共同住宅等の場合		1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 80,110円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 38,490円 ウ 併用評価低炭素建築物 59,300円 エ 住宅評価低炭素建築物 11,440円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるものの以外のも 134,210円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 66,580円 ウ 併用評価低炭素建築物 99,870円 エ 住宅評価低炭素建築物 23,920円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が

		2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 227,840円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 119,640円 ウ 併用評価低炭素建築物 173,740円 エ 住宅評価低炭素建築物 52,020円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 326,680円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 181,020円 ウ 併用評価低炭素建築物 253,850円 エ 住宅評価低炭素建築物 93,630円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 631,520円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 321,480円 ウ 併用評価低炭素建築物 475,460円 エ 住宅評価低炭素建築物 139,410円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 1,120,510円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 547,250円 ウ 併用評価低炭素建築物 833,360円 エ 住宅評価低炭素建築物 212,240円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 2,064,150円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 963,410円 ウ 併用評価低炭素建築物 1,513,780円
--	--	--

ウ 非住宅建築物の場合

- エ 住宅評価低炭素建築物 322,520円
1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
- (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 264,260円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 100,910円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 11,440円
- (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 330,840円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 129,000円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 19,760円
- (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 427,600円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 169,580円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 31,210円
- (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 609,670円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 274,660円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 93,630円
- (5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 750,120円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 357,890円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 147,730円
- (6) 当該計画の変更に係る建築物の

エ 複合建築物の場合

(2) 低炭素化促進法第55条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の申出を行う建築物の場合
ア イに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 887,460円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 430,720円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 186,230円
(7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,012,300円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 504,590円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 233,040円
(8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
が5万平方メートルを超えるもの
ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,262,000円
イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 653,370円
ウ 非住宅評価低炭素建築物 326,680円
1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額とを合計した額
(2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額
(3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額
1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額を加えた額
(1) 建築物(2)又は(3)に掲げる部分を除く。)に係る額
ア 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が30平方メートル以内のもの
(7) (イ)及び(ウ)に掲げる場合

			以外の場合 9,840円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 19,680円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 17,000円 イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 32,830円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 60,330円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 54,120円 ウ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 41,440円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 69,650円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 62,600円 エ 当該申出に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 84,420円 オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 68,950円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円 カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円 キ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 266,540円
--	--	--	---

イ 基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合

- 積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430円
- ク 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930円
- ケ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円
- コ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 722,320円
- サ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円
- (2) 建築設備の数に17,130円を乗じて得た額
- (3) 工作物の数に27,840円を乗じて得た額
- 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額
- (1) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの 125,410円
- (2) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
- (3) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する